

志學館大学

平成 22 年度 再評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、志學館大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 20(2008)年度の認証評価において、満たしていないと判定した基準 7「管理運営」について、理事の選任条項の適用が、寄附行為に規定されたとおり実施されていないこと、平成 15(2003)年度から評議員数が、私立学校法が規定する数を満たしていなかったこと、また、理事会、評議員会の審議案件について、事業計画及び収支予算（案）を新年度が始まってから審議していることなどについて、適切な管理運営が行われているとはいえ、抜本的な改善が必要であるため、基準を満たしていないと判定した。

この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 3 年以内に改善が可能であると判断し、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 22(2010)年度に基準 7 について、平成 20(2008)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項について改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

平成 20(2008)年度に実施された、日本高等教育評価機構による認証評価で、「規程上の事務組織に部は規定されていないにもかかわらず、教育職の部長が置かれており、事務局長、課長との関係を規程上明確にする必要がある」との指摘を受けて、事務組織に位置付けられていない教育職の学務部長及び入試広報部長を廃止し、新たに教育職の学長補佐を 1 人ずつ配置するなど、体制が整備された。また、「理事の選任条項別選任のあり方」「評議員数の適正化」「事業計画及び収支予算」に関する指摘事項についても概ね改善が図られ

ている。

その他、寄附行為第 21 条各号に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上で審議・決定する私立学校法の定めに適合した改善がなされている。評議員のうち、寄附行為第 23 条第 1 号の規定により選任した評議員については、理事会において推薦された者のうちから選任するよう改善している。

更に、「監事の職務が適切に執行されていない」ことに関する指摘事項についても、文部科学省主催の学校法人監事研修会に平成 20(2008)年度以降、毎年参加することなどにより、監事機能の重要性の再認識を図っている。

管理部門と教学部門の連携については、双方の代表者が各々の部門の会議に出席し、意思決定過程に参加しているが、今後更に深化した部門間の緊密化を図る努力が求められる。

自己点検・評価のための恒常的な実施体制として、「自己点検・評価委員会」及び「自己点検評価プロジェクト」を置き、自己点検・評価に取り組んでいる。なお、その結果については、ホームページで一般に公開するとともに、製本して教職員に配付している。

